

# 令和7（2025）年度 もりやま“夢”プロジェクト募集要項

（高校生英語スピーチコンテストおよびカウアイ郡派遣）

守山市国際交流協会と守山市は、国際化が進展する中、若者の国際意識醸成のため、また、明日を担う青少年による姉妹都市との新たな交流の可能性を広げることを目的に平成30年度より高校生英語スピーチコンテストの開催および米国ハワイ州カウアイ郡への派遣を行っており、今年度も対象者を募集します。

英語スピーチコンテストでは、国際社会での活躍を視野に大きな「夢」を抱き、何事にも挑戦しようとする市内在住の多くの若者を応援できるように、話し方など英語スピーチの技能だけでなく、スピーチの内容や「夢」の実現に向けた本人の熱意にも重点を置いた審査によって、入賞者を決定します。

カウアイ郡派遣では、姉妹都市に関心をもち、友好を深めることを目的に、コンテスト入賞者を、守山市の姉妹都市であるカウアイ郡に派遣し、ホームステイや現地の高校での授業等を体験していただきます。

○ 主 催 守山市

○ 主 管 守山市国際交流協会

※協会が市の委託業務（守山市国際交流推進業務）の一環として実施する事業です。

○ 後 援 公益財団法人滋賀県国際協会

○ 応募資格および応募条件（以下、すべてを満たすことが必要です。）

(1) 平成21年4月2日から平成22年4月1日まで生まれの市内在住の方

（令和8年3月31日に満16歳に達する[高校1年生の年齢に相当する]方）

※「市内在住」とは、生活の本拠が本市にあることを指します。そのため、下記のような場合には、対象外となります。

・住民票を守山市に置いたままであっても、遠方の高校に通うために市外の寮やアパート等に住んでおり、守山市に生活の本拠がない場合

・保護者のビジネスや通学の都合等の理由により住民票を守山市に移したが、実際には市外で生活している場合

(2) コンテストに入賞した場合、カウアイ郡へ派遣者として訪問することにあらかじめ同意し、かつ保護者の同意が得られる方（以下「派遣者」という。）

(3) 英語で自分の意志を伝えようと努力できる方

(4) 過去に守山市教育委員会主催の「守山市中学生海外派遣事業（レナウイ郡派遣）」に参加したことがない方

(5) 主に英語を使用する国・地域（高円宮全日本中学校英語弁論大会の規定に準ずる。別紙①参照）において、コンテスト当日から5年以内に、1年以上滞在歴のない方

(6) 健康状態が良好で、米国の家庭や学校生活に適応できる方

(7) 守山市の代表としてふさわしい、適正なマナー・エチケットを身につけている方

(8) 派遣決定後に別途協会が指定する事業（事前研修会、派遣報告会、市や協会が主催する国際交流イベント等）に参加できる方

(9) 派遣経験を活かし、外国との交流・交歓に積極的に貢献する意思を有する方

例：姉妹都市（カウアイ郡以外も含む）からの留学生のホストファミリーとして交流を深めるなど、市や協会が取り組む各種国際交流事業や在住外国人支援事業等に積極的に関わる意欲がある方

(10) 派遣時期に日米両国が定める渡航可能要件を満たすことができる方

## 英語スピーチコンテストについて

- 1 コンテスト内容 応募者本人が、テーマに基づいてタイトルを決めてスピーチ原稿を作成する。  
コンテスト当日、聴衆の前で「英語」でスピーチを行う。  
全参加者終了後、審査員が審査し入賞者を決定する。
- (1) テーマ 「グローバル社会で実現したい私の夢」
- (2) 制限時間 3分以内
- (3) 開催日 令和7（2025）年9月23日（火・祝）午後1時から
- (4) 会場 守山市民ホール2階 学習室（守山市三宅町125）
- (5) スピーチ練習会 出場者は、応募期限が終了した後に、協会が開催する無料・自由参加型のスピーチ練習会（別途応募者宛てに案内します。）へ参加することができます。なお、この練習会への参加の有無が、コンテストにおける審査の配点に影響することはありません。
- (6) 参加費 無料
- (7) 一次審査 応募者多数（概ね20名以上）の場合は、書類（スピーチ原稿）による一次審査を行い、コンテスト本審査出場者を決定する場合があります。なお、出場の可否に関する通知は、応募者全員に行います。
- (8) 本審査
- ① 審査員 5名程度（協会が委嘱する者）
- ② 審査基準

| 種別  | 内容                            | 配点  |    |
|-----|-------------------------------|-----|----|
| 英語  | 発音 / 正確さ                      | 15  | 25 |
|     | 流暢さ / スピード                    | 10  |    |
| 表現力 | 姿勢 / アイ・コンタクト/ ジェスチャー         | 10  | 25 |
|     | 声（抑揚 / 大きさ）                   | 15  |    |
| 内容  | スピーチの展開（構成、展開、文法）             | 15  | 50 |
|     | スピーチの価値<br>（アイデア、論理、オリジナリティー） | 15  |    |
|     | 内容への思い（夢への熱意、具体性）             | 20  |    |
| 合計  |                               | 100 |    |

※英語スピーチのスキルだけでなく、内容、意欲、熱意、態度など、特に「熱意」の部分に重点を置いた配点比率を考慮します。

※「原稿の読み上げ」や「発表時間の大幅な不足・超過」についても、審査の配点の対象に含めます。

- (9) スピーチ内容
- ・特定の宗教、政治または公序良俗に反するものでないものとしてください。
  - ・他のコンテスト等で発表していないもの、インターネット上の動画サイト・ホームページ・SNS等で公開されていないもので未発表のものとしてください。
- (10) 入賞者の決定 審査はコンテスト本審査当日に行い、同日中に、入賞者（カウアイ郡派遣者）を3名決定します。
- ※ 審査結果に対する異議申立て、不服申立てについては一切受け付けません。

- 2 応募方法
- ① 応募期限（令和 7 年 7 月 18 日）までに参加申込書を協会へ直接提出、郵送またはメールしてください。
  - ② 原稿提出期限（令和 7 年 8 月 22 日）までにスピーチ原稿（英文 1 部とその和訳 1 部）を協会へ提出してください。（期限までに必着。提出は、メールに word ファイル添付を原則とする。メールでの提出が難しい場合はご連絡ください。）
- ※ 原則、提出された後のスピーチ原稿について内容等変更はできませんが、協会が軽微な修正と認める内容については、一定の期間に限り認めることとします。
  - ※ 提出されたスピーチ原稿は返却しません。必要な場合、提出前にご自身でコピーをお取りください。
  - ※ 郵送で提出される場合には、期限内に確実に提出したことが示せるように簡易書留等の利用をお願いします。普通郵便等で郵送され、期限内の到着が確認できない場合は受付することができません。

3 応募期限 令和 7（2025）年 7 月 18 日（金）午後 4 時 30 分まで

4 原稿提出期限 令和 7（2025）年 8 月 22 日（金）午後 4 時 30 分まで

5 応募先 守山市国際交流協会

〒524-0022

守山市守山二丁目 16 番 45 号（守山市民交流センター内）

電話：077-583-4653

メール：info@mkokusai.org

受付時間：平日 9：00～16：30 **※左記以外の日時には受付していません。**

URL：<http://mkokusai.org>

## 6 その他留意事項

- (1) コンテスト（本審査）は一般公開とし、入場は自由（無料）とします。なお、感染症の流行等の状況により、入場制限等を行う場合があります。また当日は報道機関等の取材が入る場合があります。
- (2) コンテスト（本審査）当日午前 7 時の時点で、市内に気象警報が発令されているなど、参加者に危険の恐れがある場合、協会の判断でコンテスト（本審査）の開催を中止することがあります。この場合は守山市および協会ホームページにて公開します。
- (3) 当日の服装は自由です。
- (4) コンテスト（本審査）の実施にあたり、写真撮影を行います。撮影されたものは協会ホームページや SNS、守山市広報等に掲載する場合があります。また、コンテスト結果（入賞者氏名等）についても協会ホームページや守山市広報に掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 提出されたスピーチ原稿の著作権については協会に帰属します。
- (6) 応募者の個人情報については、協会の活動にのみ使用するものとし、提出された応募書類は返却しません。
- (7) 感染症の流行等の諸事情によりコンテスト（本審査）を行うことが困難または不適当と考えられる事由が発生した場合には、協会の判断で開催の中止もしくは日程を変更することがあります。

## 米国ハワイ州カウアイ郡派遣について

- 1 派遣内容 守山市の姉妹都市である米国ハワイ州カウアイ郡へコンテスト入賞者を派遣し、現地のホームステイ受入家庭に滞在し、現地の家庭生活を体験するとともに、地元高校での授業に参加して、現地高校生との交流を図る。
  - (1) 派遣先 米国ハワイ州カウアイ郡
  - (2) 派遣期間 令和8（2026）年3月下旬（4泊6日程度を予定）  
[参考（実施時期）] 令和5年度：令和6年3月25日（月）～30日（土）  
令和6年度：令和7年3月25日（火）～30日（日）
  - (3) 派遣者 コンテスト（本審査）入賞者 3名
  - (4) 同行者 協会から1名が同行します。
- 2 派遣費用 35万円程度 ※ただし渡航費用や為替レートの変動により変更される場合あり。  
(派遣者1名につき20万円を上限に協会が補助します。なお、超過分および任意の海外旅行保険料等の諸経費、文房具費など個人的な消費に関わる費用については個人負担とします。)  
※補助対象経費…航空運賃（空港利用税を含む）、宿泊費（実費が必要な場合）、食事代（昼食除き実費が必要な場合）、旅行取扱手数料、海外旅行傷害保険料
- 3 事前研修および派遣後の成果発表
  - (1) 派遣者は、協会が実施する「事前研修会」および「派遣報告会」に参加していただきます。
  - (2) 派遣者は、帰国後に協会へ「派遣報告書」を提出するとともに、協会が主催する国際交流イベントなど別途指定する場において派遣体験の発表などを行っていただきます。
- 4 その他留意事項
  - (1) 派遣決定後に当該派遣を行うことが不適当と考えられる事由が発生した場合には、協会の判断で派遣を取り消す場合があります。
  - (2) 疫病の流行、テロ行為や国際情勢の変化等の諸事情により前述の期間に当該派遣を行うことが困難または不適当と判断した場合には、協会の判断で、派遣の中止もしくは期間や旅程について変更する場合があります。
  - (3) 派遣を中止した場合、派遣の資格は令和7年度限りとし、次年度以降に資格は持ち越さないこととしますので、あらかじめご承知おきください。なお、この場合には、オンラインによるカウアイ郡現地との交流や文化学習プログラムの受講に替えることとし、オンライン受講に必要な経費については原則協会が負担します。
  - (4) 派遣決定後、派遣者本人の自己都合による辞退は、キャンセル料を負担していただく場合があります。
  - (5) 派遣の実施にあたり、記録のため写真撮影を行います。撮影された写真等について、協会ホームページやSNS、守山市広報等に掲載する場合があります。また、派遣滞在中の様子についても協会ホームページや守山市広報に掲載しますので、あらかじめ了承の上、ご応募願います。
  - (6) この要項に定めるもののほか、特別に定めるべき事項が生じたときには守山市と協議のうえ協会がこれを定めます。

令和7（2025）年度 もりやま“夢”プロジェクト募集要項

別紙①

【応募資格および応募条件(5) 関係】

☆「主に英語を使用する国・地域」は

「高円宮全日本中学校英語弁論大会」参加資格中に定められている「英語圏」

○英語を「1. 第一言語」、「2. 公用語」、「3. 公用語」に準ずる言語として使用する  
以下の国・地域

○具体的な国名・地域名（50音順）

- ・アイルランド
- ・アメリカ合衆国
- ・アンティグア・バーブーダ
- ・イスラエル国
- ・インド
- ・ウガンダ共和国
- ・英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）
- ・エスワティニ王国
- ・エチオピア連邦民主共和国
- ・オーストラリア連邦
- ・ガイアナ共和国
- ・ガーナ共和国
- ・カナダ
- ・カメルーン共和国
- ・ガンビア共和国
- ・キプロス共和国
- ・キリバス共和国
- ・クック諸島
- ・グレナダ
- ・ケニア共和国
- ・サウジアラビア王国
- ・サモア独立国
- ・ザンビア共和国
- ・シエラレオネ共和国
- ・ジャマイカ
- ・シンガポール共和国
- ・ジンバブエ共和国
- ・スーダン共和国
- ・スリナム共和国
- ・スリランカ民主社会主義共和国
- ・セーシェル共和国
- ・セントクリストファー・ネーヴィス
- ・セントビンセント及びグレナディーン諸島
- ・セントルシア
- ・ソマリア連邦共和国

- ・ソロモン諸島
- ・タンザニア連合共和国
- ・ツバル
- ・ドミニカ国
- ・トリニダード・トバゴ共和国
- ・トンガ王国
- ・ナイジェリア連邦共和国
- ・ナウル共和国
- ・ナミビア共和国
- ・ニウエ
- ・ニュージーランド
- ・パキスタン・イスラム共和国
- ・バハマ国
- ・パプアニューギニア独立国
- ・パラオ共和国
- ・バルバドス
- ・東ティモール民主共和国
- ・フィジー共和国
- ・フィリピン共和国
- ・ブルネイ・ダルサラーム国
- ・ベリーズ
- ・ボツワナ共和国
- ・香港
- ・マーシャル諸島共和国
- ・マラウイ共和国
- ・マルタ共和国
- ・マレーシア
- ・ミクロネシア連邦
- ・南アフリカ共和国
- ・南スーダン共和国
- ・モーリシャス共和国
- ・ヨルダン・ハシェミット王国
- ・リベリア共和国
- ・ルワンダ共和国
- ・レソト王国

以上「高円宮全日本中学校英語弁論大会」のホームページを参考にさせていただきました。